

大阪府職業能力開発協会
「ビジネス・キャリア検定試験」受験手数料助成事業実施要領

(目的)

第1条 事務系職種は能力や成果への貢献度を定量化しにくい等と言われており、「習得した能力の見える化」、「即戦力人材の育成」を図る企業を支援するため、ビジネス・キャリア検定試験活用の促進を図ることを目的とする。

併せて、大阪府職業能力開発協会（以下「協会」という。）会員メリットの拡大を図り、会員の加入促進に寄与することを目的とする。

(支援対象企業等)

第2条 受験手数料を助成する企業・団体は次のとおりとする。

- (1) 協会会員企業・団体（会員団体加入企業を含む）
- (2) 社員のキャリア支援を行うため、初めてビジネス・キャリア検定試験に取り組む大阪府内の企業

(助成額)

第3条 協会会員企業・団体に対する受験手数料の助成は次のとおりとする。

- (1) 一括申請により受験したときは受験手数料総額の20パーセントの額とする。
- (2) 前号以外の申請により受験した時は受験手数料総額の10パーセントの額とする。

2 初めてビジネス・キャリア検定試験に取り組む大阪府内の企業への助成は受験手数料総額の10パーセントの額とする。

(助成期間等)

第4条 助成する期間は、平成30年後期試験から平成32年度後期試験までの間とする。

なお、平成32年度後期試験後に上記期間内の状況を総括し平成33年度以降の助成のありかたを検討するものとする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者は、協会会長に受験証明書を添付して助成金申請書（様式1）を提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 協会会長は前条の助成申請書の内容を審査し遅滞なく助成金の決定をするものとする。

2 前項により助成の決定をしたときは助成決定通知書(様式2)を申請者に交付するものとする。

(助成金の支給)

第7条 前条により助成金の決定をしたときは、会長は決定後30日以内に申請者の口座に振込むものとする。

(不正に対する措置)

第8条 助成申請に不正があると判明したとき、会長は助成金を返還させることができる。

附則 本要領は、平成30年8月1日から施行する。